

令和 3 年 9 月 7 日

第 5 回 廿日市市議会議案説明書  
(第 3 回 定例会)

廿 日 市 市



## 第5回廿日市市議会議案説明書目次

議案第55号	廿日市市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例	1
議案第60号	工事請負契約の締結について	3
議案第61号	過疎地域持続的発展計画を定めることについて	5
議案第62号	公の施設の指定管理者の指定について	7
議案第63号	公の施設の指定管理者の指定について	9
議案第64号	公の施設の指定管理者の指定について	11
議案第65号	市道路線の認定及び廃止について	13
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	15



(議案第 5 5 号)

廿日市市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例

(税制収納課)

1 制定の理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことを踏まえ、過疎地域持続的発展計画に記載される産業振興促進区域内において特別償却設備の取得等をした者に対して行う当該特別償却設備等に係る固定資産税の課税免除に関して必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 課税免除

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間に、過疎地域持続的発展計画に記載される産業振興促進区域内において、過疎地域持続的発展計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する特別償却設備の取得等をした者については、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に係る固定資産税は、当該固定資産税を課すべきこととなる最初の年度以降 3 年度のものに限り課さないものとする。

(2) 課税免除の申告

ア 課税免除の適用を受けようとする者は、課税免除の適用を受けようとする最初の年度の初日の属する年の 1 月 3 1 日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (ア) 申告者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号
- (イ) 取得等をした特別償却設備の名称及び所在
- (ウ) 取得等をした特別償却設備を事業の用に供した年月日
- (エ) 取得等をした特別償却設備に係る固定資産の取得価額

(オ) (ア)から(エ)までに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項  
イ 課税免除の適用を受けた者は、その事由が消滅した場合において  
は、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

ウ 市長は、ア又はイの申告があった場合において必要があると認め  
るときは、当該申告に係る事項について調査し、又は必要な書類の  
提出を求めることができる。

(3) 虚偽の申告者等に対する措置

期限内に正当な理由がなく申告をせず、若しくは虚偽の記載その他  
不正な行為により申告をした者又は正当な理由がなく調査若しくは書  
類の提出を拒み、若しくは妨げた者に対しては、課税免除を適用しな  
いものとする。

(4) 課税免除の取消し

市長は、虚偽の記載その他不正な行為により課税免除の適用を受け  
ていることが判明した場合は、当該課税免除を取り消すものとする。

(5) 条例の失効等

ア この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

イ この条例の失効前に特別償却設備の取得等をした者に係る固定資  
産税の課税免除については、この条例は、令和6年3月31日後も、  
なおその効力を有する。

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率そ  
の他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなけ  
ればならない。

第6条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場  
合においては、課税をしないことができる。

(議案第60号)

工事請負契約の締結について

(契 約 課)

1 提案の要旨

廿日市市大野地内において施工する市道熊ヶ浦鯛ノ原線道路改良工事の請負契約を締結しようとするものである。

2 請負契約の内容

(1) 工事内容 道路改良工事

工事延長 80メートル

掘削工 34,800立方メートル

法面工 610平方メートル

側溝工 93メートル

(2) 請負金額 185,658,000円

(3) 請 負 者 廿日市市梅原一丁目4番39号

株式会社 竹内

代表取締役 竹 内 朗

(4) 工 期 議決の日の翌日から

令和4年3月31日まで

3 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号

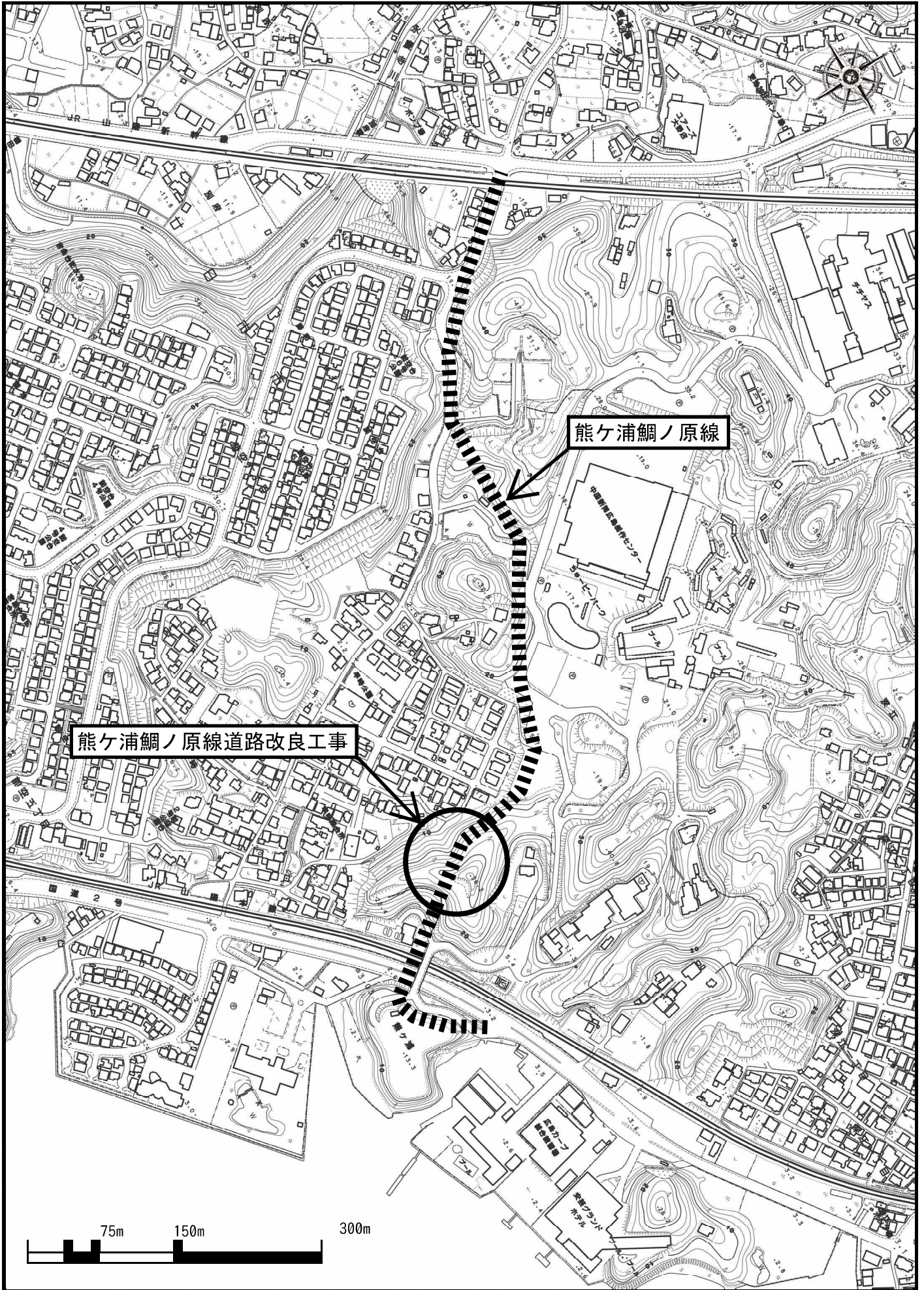
の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1

億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。





# 位置図

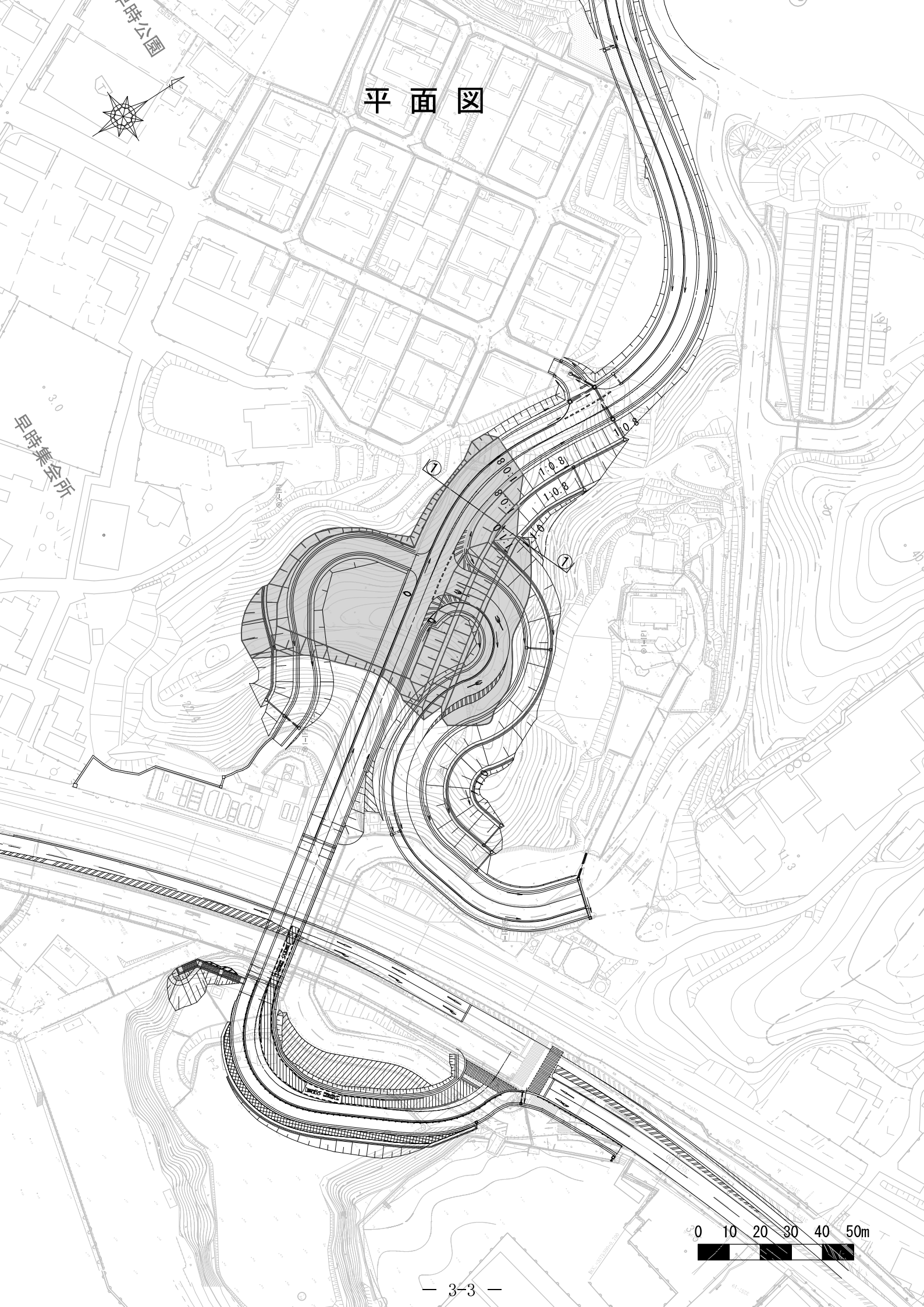


早時公園

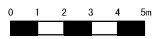
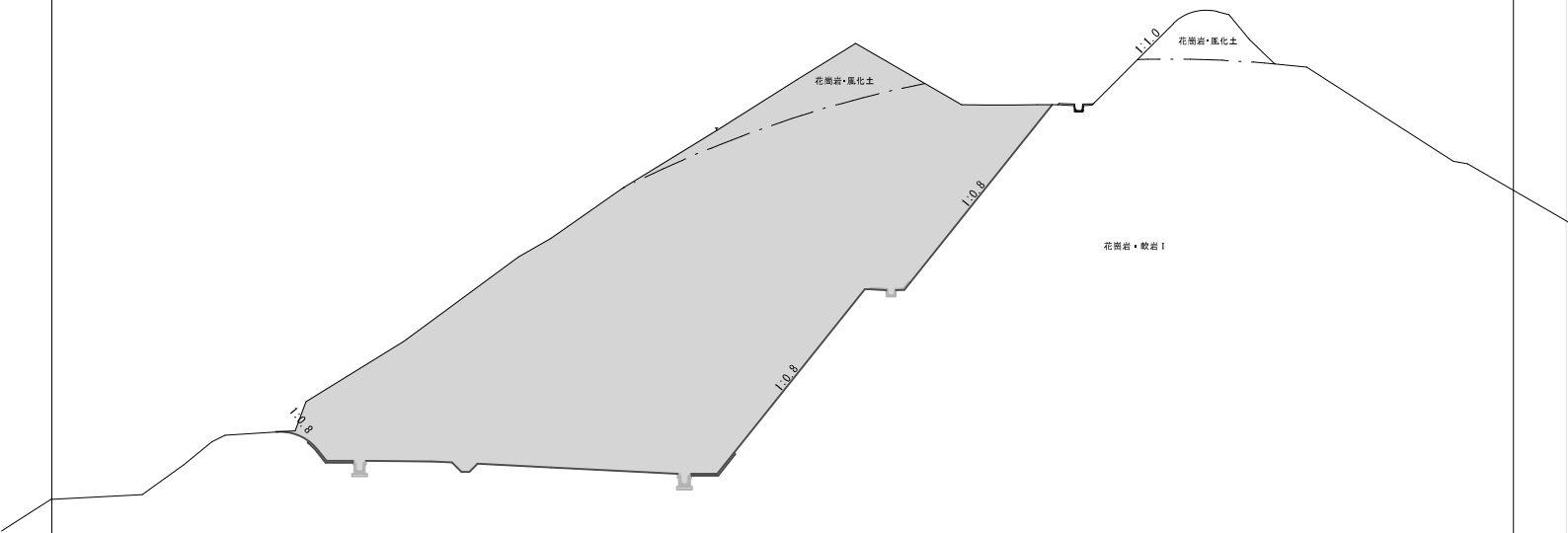


# 平面图

早時集会所



断面図  
① - ①





(議案第 6 1 号)

過疎地域持続的発展計画を定めることについて

(経営政策課)

## 1 提案の要旨

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことに伴い、吉和地域及び宮島地域の持続的な発展に関し必要な事項を定めるため、過疎地域持続的発展計画を定めようとするものである。

## 2 過疎地域持続的発展計画の内容

### (1) 基本的な事項

#### ア 地域の概況

自然的条件、歴史的条件及び社会経済的条件の概況並びに過疎の状況を明らかにする。

#### イ 人口及び産業の推移と動向

人口及び産業の推移と動向を明らかにする。

#### ウ 行財政の状況

行財政及び施設整備水準の現況を明らかにする。

#### エ 地域の持続的発展の基本方針

持続的発展の基本的方向、主要施策、地域特性に応じたまちづくりの推進及び持続可能な開発目標の取組を明らかにする。

#### オ 地域の持続的発展のための基本目標

人口及び財政力に関する目標を定める。

#### カ 計画の達成状況の評価に関する事項

評価時期及び評価方法を定める。

#### キ 計画期間

令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とする。

#### ク 公共施設等総合管理計画等との整合

廿日市市公共施設マネジメント基本方針と整合を図りながら公共施設の量と質の改革を推進する。

## (2) 持続的発展施策

次の事項に関し、吉和地域及び宮島地域における現況と問題点を明らかにし、その対策及び計画をそれぞれ定める。

- ア 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成に関する事項
- イ 産業の振興に関する事項
- ウ 地域における情報化に関する事項
- エ 交通施設の整備、交通手段の確保に関する事項
- オ 生活環境の整備に関する事項
- カ 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項
- キ 医療の確保に関する事項
- ク 教育の振興に関する事項
- ケ 集落の整備に関する事項
- コ 地域文化の振興等に関する事項
- サ 再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項
- シ その他地域の持続的発展に関し必要な事項

## 3 根拠法令

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

第8条 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画（以下単に「市町村計画」という。）を定めることができる。

(議案第62号)

公の施設の指定管理者の指定について

(環境政策課)

1 提案の要旨

霊峯墓苑、第二霊峯墓苑及び第三霊峯墓苑並びに廿日市市火葬場霊峯苑の指定管理者を次のとおり指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

霊峯墓苑

第二霊峯墓苑

第三霊峯墓苑

廿日市市火葬場霊峯苑

(2) 指定管理者となる団体の名称

日本斎苑・東洋観光コンソーシアム

代表者 広島市中区本川町二丁目1番9号

株式会社 日本斎苑

代表取締役 渡部 彰

構成員 広島市中区田中町2番10号

東洋観光株式会社

代表取締役 今井 誠 則

(3) 指定の期間

令和4年4月1日から

令和9年3月31日まで

2 根拠法令

地方自治法

第244条の2

⑥ 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。





(議案第 6 3 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(福祉総務課)

1 提案の要旨

廿日市市大野福祉保健センターの指定管理者の指定期間が、令和 4 年 3 月 3 1 日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市市大野福祉保健センター

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市大野 1 6 8 0 番地の 3

社会福祉法人 いもせ聚楽会

理事長 田 中 弘 明

(3) 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から

令和 5 年 3 月 3 1 日まで

2 根拠法令

議案第 6 2 号説明書に同じ。



(議案第64号)

公の施設の指定管理者の指定について

(維持管理課)

1 提案の要旨

廿日市駅前自転車駐車場外12施設の指定管理者の指定期間が、令和4年3月31日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市駅前自転車駐車場  
宮内串戸駅前自転車駐車場  
大野浦自転車駐車場  
山陽女子大前自転車駐車場  
宮内駅前自転車駐車場  
地御前駅前自転車駐車場  
廿日市市役所前駅自転車駐車場  
阿品駅前自転車駐車場  
阿品東自転車駐車場  
広電廿日市駅自転車駐車場  
宮島口自転車駐車場  
広電宮島口駅前自転車駐車場  
前空自転車駐車場

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市下平良一丁目1番5号  
公益社団法人 廿日市市シルバー人材センター  
理事長 大 島 博 之

(3) 指定の期間

令和4年4月1日から  
令和9年3月31日まで

2 根拠法令

議案第62号説明書に同じ。

(議案第65号)

市道路線の認定及び廃止について

(維持管理課)

1 提案の要旨

(1) 市道路線の認定

事業計画のある道路の整備により既存道路の起点又は終点の変更が必要となった道路などを、次のとおり市道路線に認定する。

認定する路線		認定の理由
番号	路線名	
556	佐方東1号支線	事業計画のある道路の整備により既存道路の起点の変更が必要となったため
705	鴨ヶ原3号線	
706	鴨ヶ原4号線	事業計画のある道路の整備により既存道路の起点及び終点の変更が必要となったため
1219	鴨ヶ原6号線	事業計画のある道路の整備により既存道路の起点の変更が必要となったため
1226	平良佐方線	事業計画のある道路の整備により既存道路の終点の変更が必要となったため
1437	国広的場1号支線	開発行為により設置した新設道路を市道とするため

(2) 市道路線の廃止

(1)の新たな市道路線の認定に伴い、路線が重複する市道路線を次のとおり廃止する。

廃止する路線		廃止の理由
番号	路線名	
556	佐方東1号支線	路線が重複することとなるため
705	鴨ヶ原3号線	
706	鴨ヶ原4号線	
707	鴨ヶ原5号線	
1219	鴨ヶ原6号線	
1226	平良佐方線	

## 2 根拠法令

### 道路法

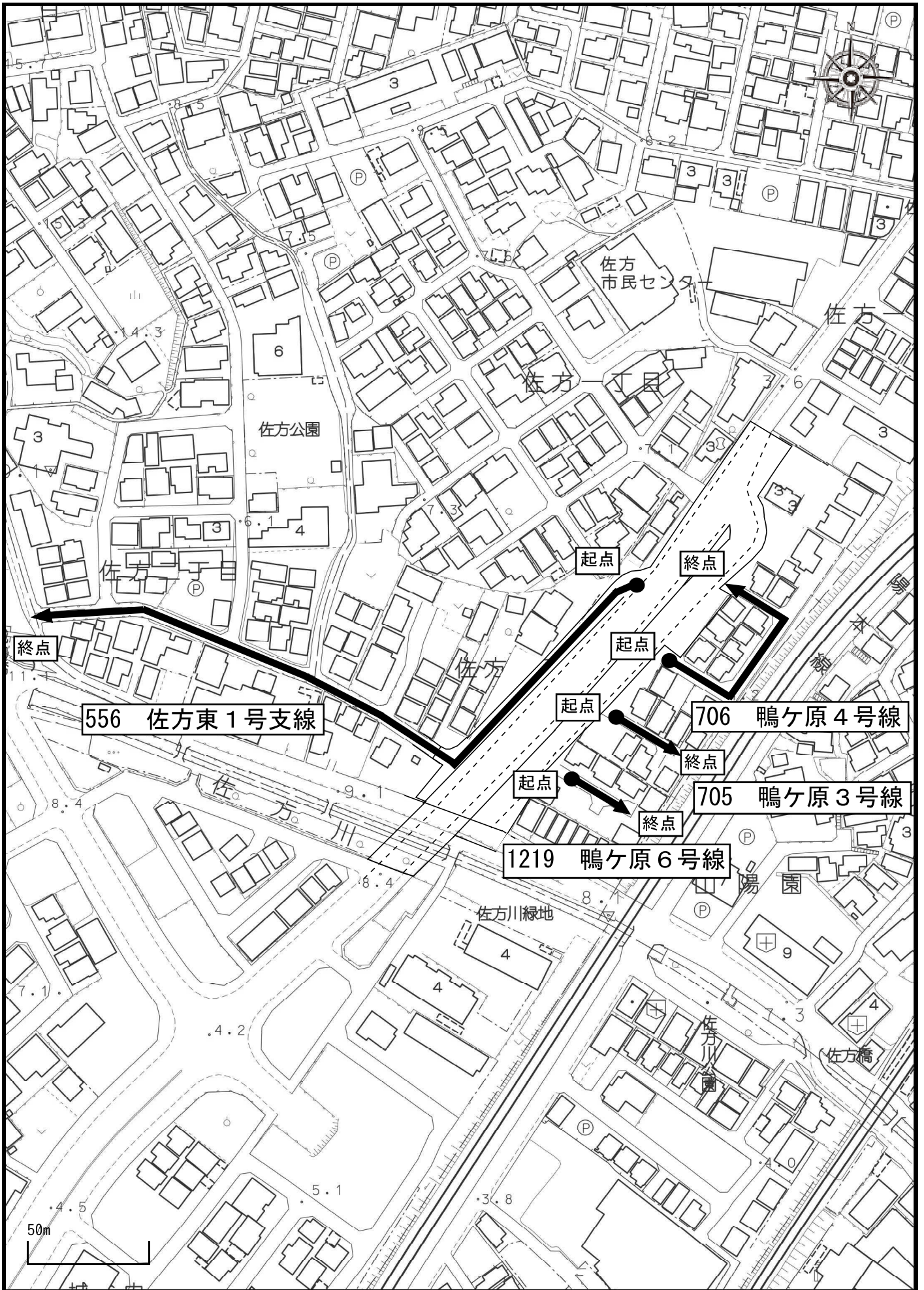
第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

② 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

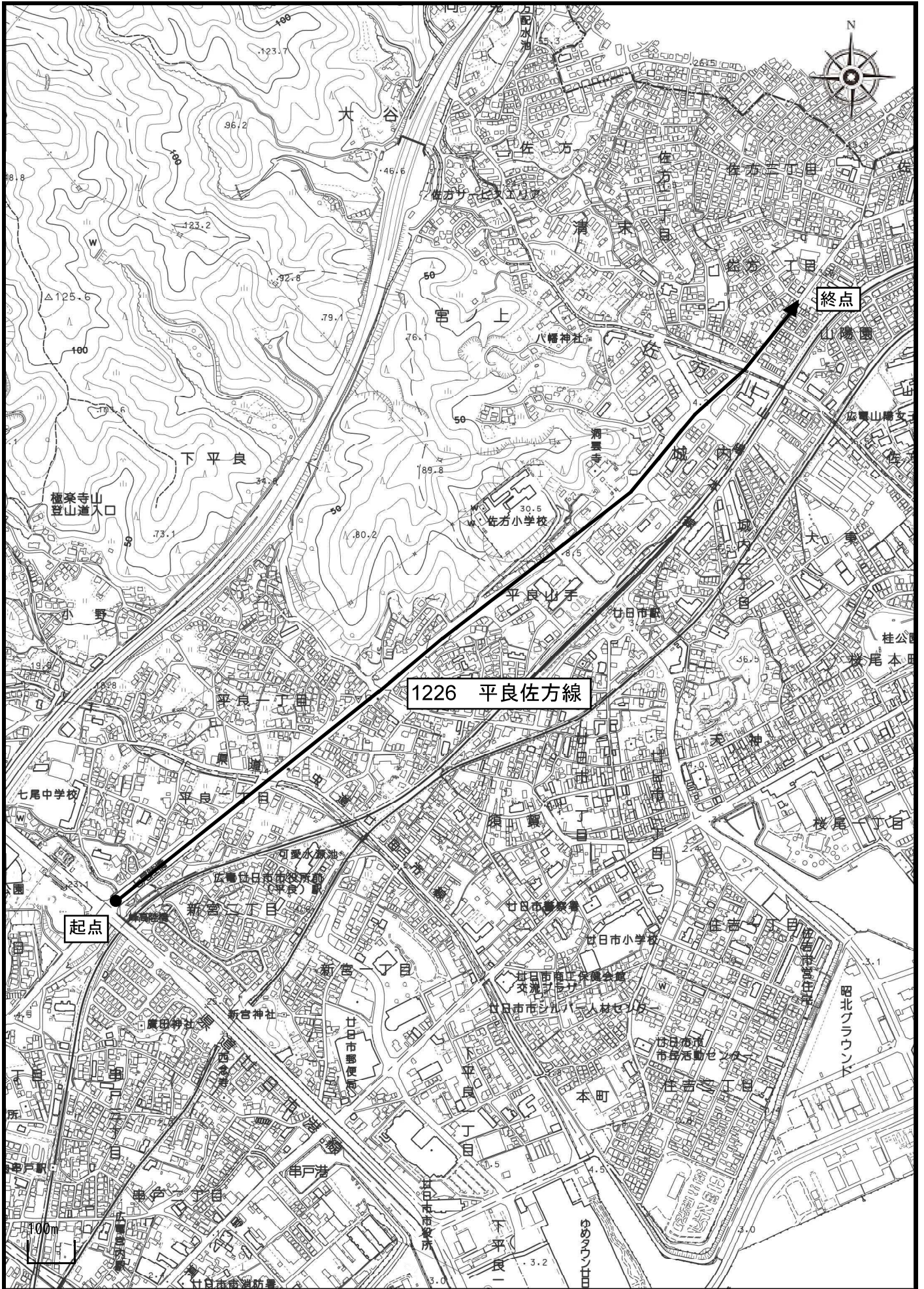
第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

③ 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

# 認定路線図 1

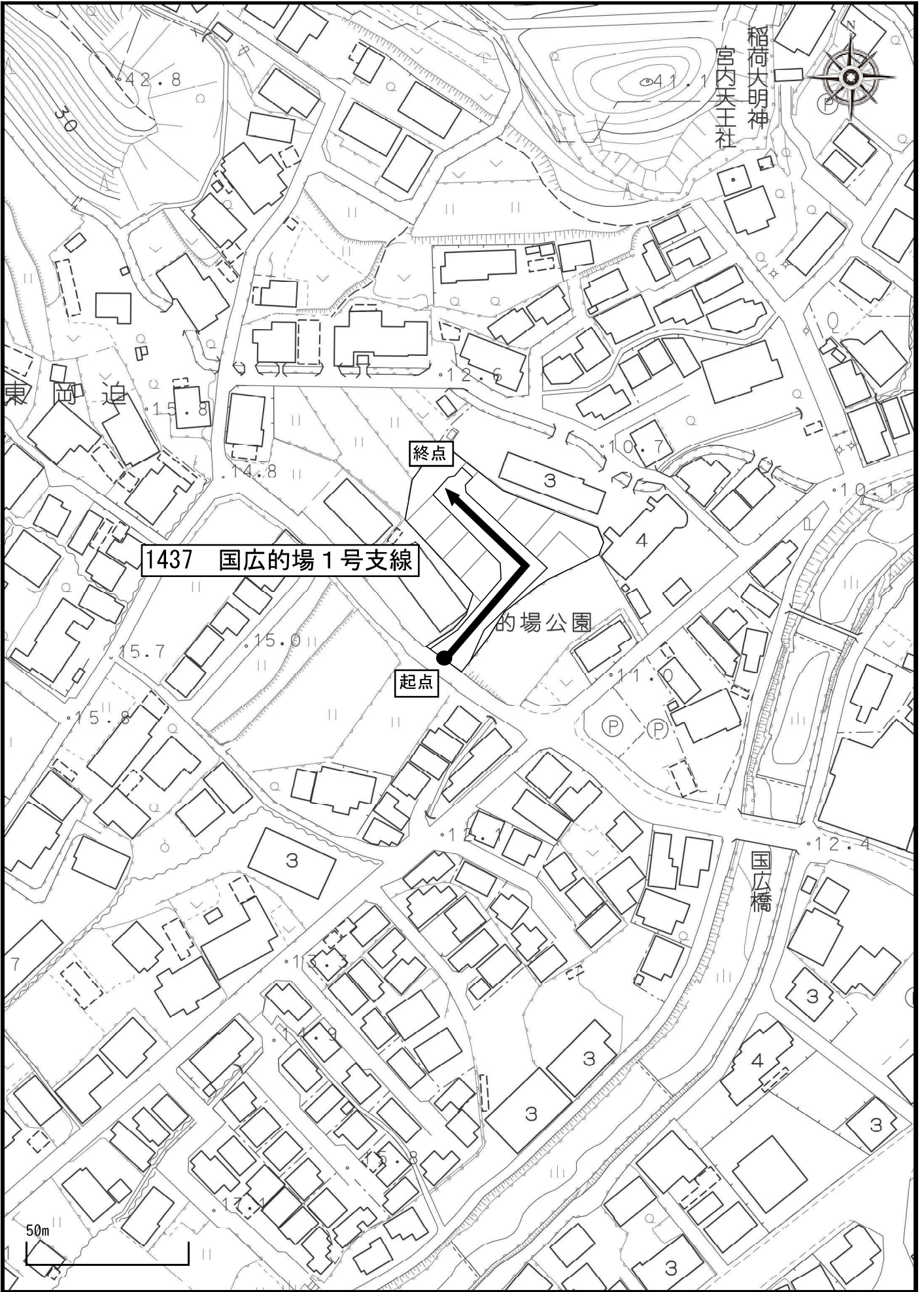


# 認定路線図 2

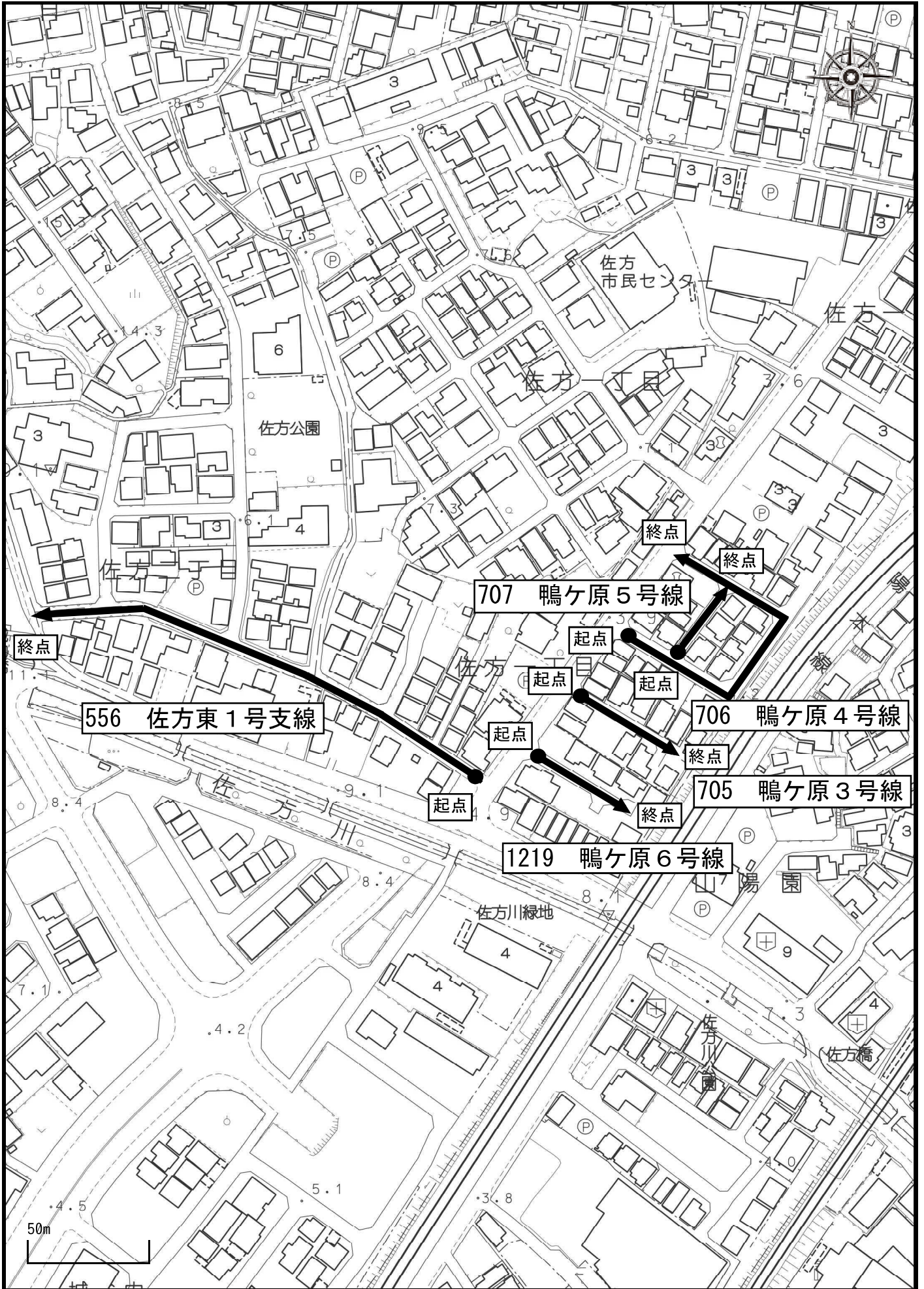




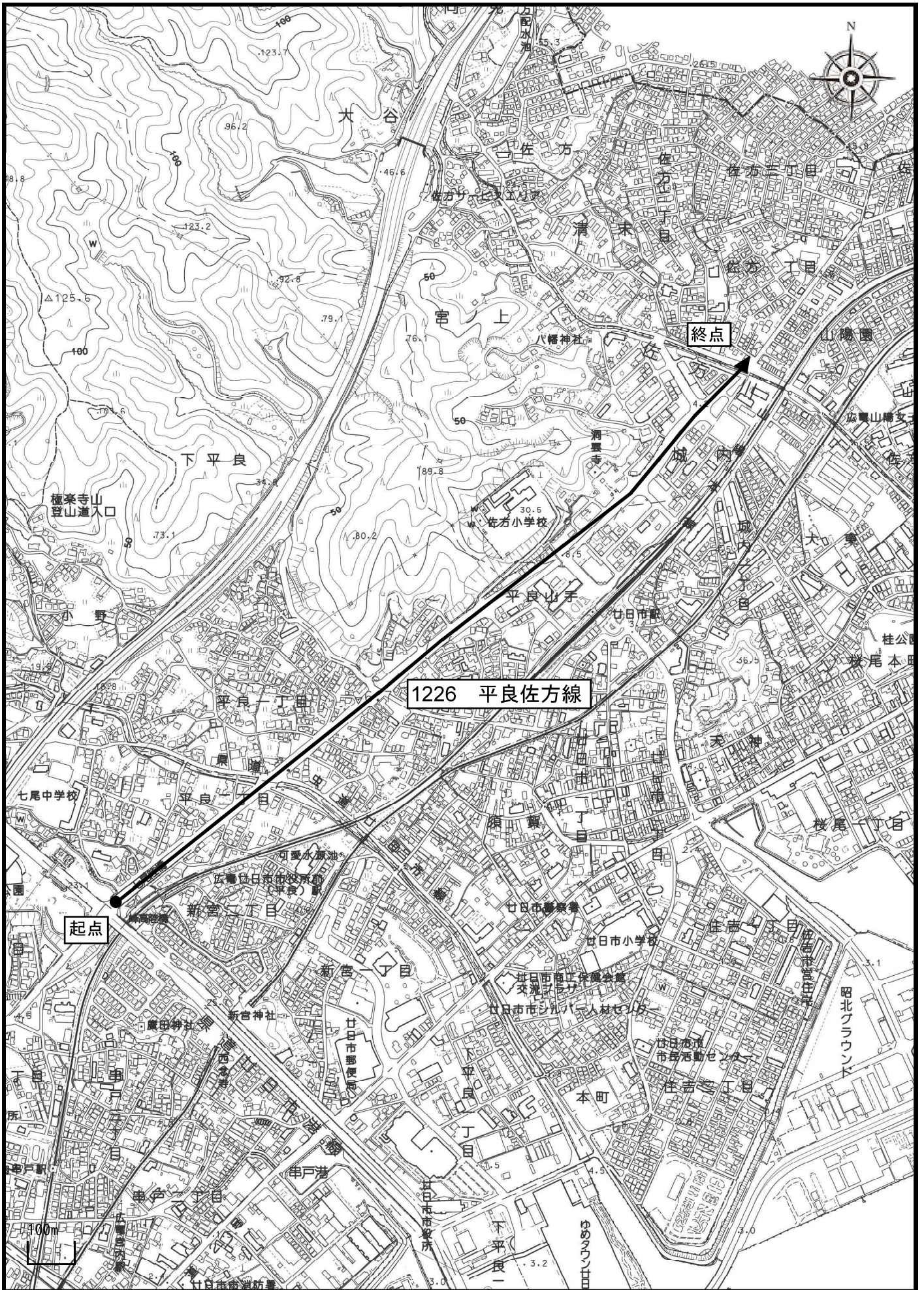
# 認定路線図 3



# 廃止路線図 1



# 廃止路線図 2





(諮問第2号)

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(人権・男女共同推進課)

1 提案の要旨

(1) 梅本光子委員及び西田弘展委員は、令和3年12月31日をもって任期が満了するので、その後任委員を推薦しようとするものである。

(2) 後任委員

梅 本 光 子 (再任)

西 田 弘 展 (再任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

西 本 タツ子

兒 玉 宣 明

原 一 ち代

前 田 幸 子

新 居 克 己

青 木 敬 子

正 留 律 雄

白 築 京 子

梅 本 光 子

西 田 弘 展

増 田 育

松 浦 伸 二

山 本 紀 枝

河 野 和 夫

下 桶 博 美

島 雅 夫

中 田 禎 二

2 根拠法令

## 人権擁護委員法

### 第6条

- ③ 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。